

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）と会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、労働基準法第34条第2項ただし書に基づき、休憩時間の一斉付与の例外に関し、次のとおり協定する。

（本協定が適用される職員）

第1条 本協定が適用される職員は、次のとおりとする。

- （1）情報センター（附属図書館）に勤務する職員
- （2）学生課に勤務する職員（臨時事務補助員を含む。）で、休憩時間とされた時間帯において窓口当番を割り当てられた職員
- （3）総務予算課（研究棟情報連絡室）に勤務する職員のうち、ALO嘱託員

（休憩時間等）

第2条 前条に掲げる職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

- （1）前条第1号の職員の勤務時間及び休憩時間は別表1のとおりとする。
- （2）前条第2号の職員の勤務時間及び休憩時間は別表2のとおりとする。
- （3）前条第3号の職員の勤務時間及び休憩時間は別表3のとおりとする。

（有効期間）

第3条 本協定は2019年4月1日から適用し、有効期間は2020年3月31日までとする。

（協定の更新）

第4条 本協定の有効期間満了の1か月前までに労使いずれからも異議の申し出がない場合は同一条件でさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2019年3月29日

公立大学法人会津大学理事長 岡 隆一 印

会津大学過半数代表者 金子 恵美子 印

別表 1

区 分			勤務時間	休憩時間	
休業期間以外 の期間	月曜日～金曜日 (週休日を除く。)	通常勤務の者	8:30～17:15	12:00～13:00	
		遅出勤務の者	11:30～20:15	13:00～14:00	
	日曜日、土曜日 (週休日を除く。)		8:30～17:15	A	12:00～13:00
休業期間	月曜日～金曜日			B	13:00～14:00

(注) 上記「休業期間」とは、会津大学学則に規定する春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間をいう。

別表 2

勤務時間	休憩時間
8:30～17:15	13:00～14:00

別表 3

区 分	勤務時間	休憩時間
早出勤務の者	8:30～15:30	12:00～13:00
遅出勤務の者	10:15～17:15	13:00～14:00